

▶ 実用価値格段に高まった ◀

大阪府建築家協同組合の出版物ご案内

建築工事共通仕様書

《1975年度版改訂版》

監修 日本建築家協会

B5判 上質紙 174頁
頒価1200円 送料1冊200円(2冊以上実費)

〔内容〕 表を主体とした見やすさと、毎年改訂による確実豊富な内容。(材・工ガイドつき)

〔目次〕 総則/仮設工事/土工事/地業工事/コンクリート工事/鉄筋工事/鉄骨工事/ブロックおよび煉瓦工事/防水工事/石工事/タイル工事/木工事/屋根工事/金属工事/左官工事/金属建具工事/木製建具工事/ガラスおよびプラスチック工事/塗装工事/内装工事/その他工事

建築設備工事共通仕様書

《1975年度版改訂版》

監修 日本建築家協会

B5判 上質紙 207頁
頒価1200円 送料1冊200円(2冊以上実費)

〔内容〕 建築設備工事の仕様書は内容を今般全面的に大改訂しました。業界待望の良書。(設備材・工ガイドつき)

〔目次〕 総則/電気設備工事/衛生設備工事/空調設備工事/輸送設備工事

現場ノート

《改訂第6版》

監修 日本建築家協会

建築編 B5判 67頁
ノート 79頁
設備編 B5判 69頁
ノート 78頁

頒価各500円送料1冊160円(2冊以上実費)

〔内容〕 建築と設備を別冊としました。工事のチェックおよび注意と、併せて工事の記録にもなる形式のもので、本文は工種別にチェックポイントを左頁に配し、右頁は横ケイ紙として、ここへ自由に書き込めるものとししました。要は現場に携わるみなさんの仕事の整理に役立ち、竣工後の記録にもなるという点を考慮したものです。

協同組合制定用紙

構造計算用紙 トレシング 各 100枚綴 800円
(5ミリ方眼) 和紙 各 100枚綴 600円

積算用紙 No.11. 101~104 各 50枚綴 各 200円
No.12~16 各 100枚綴 各 350円
No.105~109.201

柱梁応力表 トレシング 各 100枚綴 各 700円

梁 (2A=横) 柱 (3A=横)
(2B=縦) (3B=縦)

▶ ご注文は本組合へ直接または日本建築家協会本部、東海支部、九州支部、東京、大阪府、京都府、和歌山県、高知県建築士会へ
▶ ご希望により仕様書および現場ノートには50冊以上に限り、事務所名も刷り込みます。(実費)



発行所 大阪府建築家協同組合

理事長 石原季夫

大阪市東区上町5番地(建設保証ビル)

TEL (06) 768-2861 代表 千540

振替 大阪26806

特集 環境問題

一主として相隣関係としての環境

日照、プライバシー阻害、電波障害、局地風、騒音公害等、あらたな建築活動がもたらすさまざまな影響に対して、周辺住民からの苦情が多くなっている。一方、建主側にとっては必要な採算を割ってまで、私的権利を清算されるのは不当であるとされる意見もある。これらの問題は、今日、公的な計画から私的な建設まで、およそ建設活動といわれるものがすべて突き当たっている問題であり、建設者はその間に立つてあらゆる矛盾をおしつけられている感が強い。今回の特集では、まず本号でそれぞれ立場のちがう方々の腹藏ない意見を述べてもらい、10月号でそれらの意見に対する意見も含めて問題が那邊にあるかを探ろうとするものである。

・問題の提起……………後藤 滋

・各立場からの意見

住民……………柏木 暁

中央官庁……………和田 友一

地方自治体……………田村 明

ディベロッパー……………佐藤 正和

設計事務所……………樹谷 博行

建設業……………阿部野 誠

問題の提起

横浜国大教授

後藤 滋

1960年代後半からの開発のテンポとそれに伴う環境破壊は目に余るものであり、公害・環境問題は著しく顕在化してきた。70年代に入って、文明汚染と環境破壊がキャンペーンされ、広く一般市民の意識をも変革してきたが、その後の高度成長政策の持続、金融緩和による大量の乱開発による自然破壊は全く目をおおいたくなる状況であった。これを単に資本の論理、利潤追求によるたれ流し文明と断定することは容易であるが、日本の風土の過去から現在をみると、それだけではない複雑なものがあるように思われる。私は環境工学を専攻としてきたので、広く社会科学的な考察は素人といつてもよいが、研究対象を環境においているので、環境問題に関しては常に強い関心を持っていたつもりである。以下に私見を簡単に述べてみたい。

生活基盤軽視の行財政 日本の都市の環境整備、なかでも生活環境を公衆衛生的見地から改善整備しようとする気運は西欧諸都市に比べて100年の遅れがみられる。かの文豪たる森田太郎(鷗外)が明治初期にヨーロッパに留学し帰国してから、住居衛生とくに環境衛生としての下水道の効用について論じられたにもかかわらず、わが国では公衆衛生思想の普及は遂にみられなかった。それは、産業革命後の都市人口集中と労働者階級的生活環境

の悲惨さの現われ方の相違にもよろうが、19世紀後半におけるヨーロッパ諸都市の都市的施設が大規模に建設されているのを知りつつも、当時の東京府知事は「都市計画案」において、「道路・橋梁・河川は本なり、水道・家屋・下水は末なり」として、市民の衛生・生活環境軽視の思想が始まった。これは正に産業基盤整備に重点をおき、生活基盤整備を無視した思想で、その後の一環した富国強兵政策と相まって、つねに産業および軍用優先となり、たとえば下水道工事計画等は度重なる戦争による財政難によって中断され、今日に及んでしまった。後進国としてのわが国の都市施設の立ち遅れには、他にも幾つかの原因があったようである。たとえば尿尿処理にみられる昭和20年代末までの都市と農村との関係の未分化、医学の衛生学から個人防衛の予防疫学(細菌学)への移行等の影響などである。

爆発した住民 それにしても、先の生活基盤軽視の行財政は今日ほとんど変わっていないといえよう。道路、港湾、河川の行政は全く国政に支配され、生活環境を無視されている。また高度経済成長政策における地域開発は巨大化し、その開発の主体は大企業と中央行政庁であり、これと結びついた地方自治体であった。ここには、地域住民の参加や、地域問題に対する学習は全然考慮されず、全くの反民主主義の主体による開発である。その結果、そこで生み出された利潤あるいは租税収入は中央集権的に再配分され、地域への還元はなされず、地域開発は全くその地域住民には無関係なものとなるのみならず、公害被害ならびにその後始末に対する地方財政負担のみがマイナス要因として残されたのである。そして一層の中央集権化は一層の大都市化を招き、いたるところで都市問題を引き起こした。そうした背景のもとで住宅不足、地価高騰を招き、都市の過密、高密度化は相隣

関係のトラブルをいたるところで誘発させた。たまりかねた住民は、開発地域において、また都市の中において自分たちの生活環境を守るために立ち上がり、住民運動は70年代に爆発したのである。

都市・地域開発の主体は住民に 都市および地域の開発の主体は住民である。そのために、最終的には住民の意識にかかわってくる。住民の文化が高められ、住民自らが地域の主人公であることを自覚し、地域地区開発を主体的に学習し、自らの手で計画、政策をもたなければ、これからのまちづくりは進まないであろう。そしてそれは総合的なものであり、既存の一学問大系では不可能なことである。各種の専門家・研究者が住民主体の計画に参加し、具体的実践的に検討する中で、新しい理論の創出、より広い視野にたった研究分野の開拓がなされてゆく。そして、その構想・立案を具体化するためには、自治体行政の民主化がなされ、行政サービスあるいは行政参加といわれるような新しい方式がみ出されて初めて可能なこととなる。住民・自治体労働者・専門家技術者研究者の連携こそ今後の課題である。

▶参考文献▶

- (1) 野田徳衛：都市と下水道，現代都市政策VIII，岩波書店・1973
- (2) 宮本憲一：戦後日本の地域開発，地域開発と公害（公害と日本の科学7），日本科学者会議・1974・5
- (3) 柳下 勇：住民運動論ノート，住民運動と自治体 第2号（1973・1）神奈川自治体問題研究所

人権は 基準法・民法よりも強い ——住民の立場として

建築公害対策市民連合事務局長

柏 木 暁

日照権紛争さいきんの状況 一昨年末のオイルショック以来、金融の引き締めによる不況、建築資材の高騰、行政指導の強化、住民の権利意識の高まり等々、建築主側にとっての悪条件が重なり無理ができなくなったようだ。紛争状況もひと頃は大幅に変えてきている。言葉を変えていけば、現場での力による激しい抵抗（実力阻止）は激減し、長期間にわたっての静かな対決とでもいうのか建主側も住民側も、動きが止まったかのように、しかし建築計画を断念するでもなく、実施するでもなく、はっきりしないのだ。だが、どうやらそれも今年の4、5月ぐらいまでで、またぞろ建主側の動きが活発化してきているようだ。金融緩和の兆しであろうか。危険！「この程度の被害なら」という発想。施主の依頼に応じて設計者がプランをたて、線を引く。その間に施主の数限りない注文が入りこみ、条件、制約、機能相

互の採算が交錯するであろう。施主の無限の要求を充たす設計者は、一時的には施主のお気に入りとして重宝されるだろうが、その計画はまず実現不能となること請け合いだ。なぜならば、そのような施主は概ね自己の採算と建築イメージに酔っており、建築がもたらす地域環境や相隣関係等にはあまりにも無頓着であり、その無神経さが近隣住民の神経を逆立てるからトラブルのボルテージはますます増幅してしまうのだ。困ったことには設計者の中にも狸の皮算用をしているのか、施主よりも強きながいて、「この程度の日影は我慢しろ」的な態度はいただけない。一体、環境という共有資源を何と考えているのであろうか。

多い 信念なき設計者 いたずらに紛争を長びかせることはもちろんお互いに好ましいことではない。だが紛争中、何とか早く話をつけたいばかりに設計者は、いとも簡単に設計変更してくれる。市民連合が今日までにかかりをもった紛争の中でも、この設計変更がもっとも多い解決パターンだ。設計者は、線一本に命をかけているわりには見識も外聞もなさすぎるようだ。そこには、建築設計者としての信念もプライドも捨て去ってしまうのだろうか。もちろん原設計計画を強行するよりは、変更しただけ住民にとっては被害が軽減されるのであるからそのこと自体は評価しよう。それならば、なぜ最初から設計変更をしなくて済むようなプランをたてなかったのかといたいのだ。そうでなければ、最初からそのような仕事は受けないことだ。

事前公開・事前説明は不可欠の条件 さいきんは多くの自治体もっぱら指導要綱によって事前公開や説明会を実施させていることは周知のとおりだ。とくに近隣住民への説明会の際、なれない施主に替わって設計者が地域に登場して計画の概要を中心とする説明会がふえてきた。設計者が地域対策に心を砕かざるを得なくなった時代なのである。住民はそれこそ建築設計専門家の説明を固唾をのんで聞くわけだが、地域環境にはあまりさえた説明が聞けないのは残念なことだ。建築基準法に基づく当該地域の建築規制や計画概要に終始するような説明（不要という意味ではない）は、建てたい一心で顔を引きつらせての技術説明だけではあまりにも無粋であり、住民にとっては期待はずれであって納得しかねるのである。相隣関係こそ、法律問題を超えてお互いのスキミングによって相互理解に達するのである。理屈ではないことを肝に銘ずべきである。

住民同意は時の流れ 建築基準法改正案の中に、「日影規制基準」が盛りこまれている。筆者が所属する「建築公害対策市民連合」が中心となって都に直接請求した「日あたり条例」の骨子は住民の同意であって、建築基準法改正案とは基本的に考えを異にする。仮に改正案が

国会を通過し、「日あたり条例」が都議会で否決されても、「日照権」は着実に浸透し定着している今日、今後改正案に基づく基準を持ち出してもおそらく多くの地域住民から現場で拒否されるだろう。それは住民運動の実績と、住民の生活実感に根ざした日照価値観は、法律によって全国画一的な基準と根本的にかみ合わないからだ。また住民の権利意識の高まりは結構なことだが、これに悪乗りしている場面も否定できない。住民運動にとっては不幸なことであり、筆者等はこのようなケースには住民を説得することもあり得るのである。

環境問題に対する 住民の意識 の更新

——中央官庁の立場として

建設省住宅局市街地環境課長

和 田 友 一

都市の役割 都市には都市としての、その時代に応じた役割があり、それを果たすために農村部とは違った生活が、また、それを支える形態が必要となる。

伝統的に低層木造家屋のわが国の都市は、近代的な都市としての骨格を備えることもないままに平面的に拡大し、機能性、安全性、快適性など近代都市として必須の要件すら欠いた、都市とはいふものの巨大な農村聚落の域を出ない状態にある。このことが、わが国の都市問題をより複雑なものとしている。都市への人口の過度集中がすべての都市問題の元凶のように言われるが、わが国の都市については、その抜本的体質改善の必要性は、都市の機能向上、市民の生活環境の改善を考える時、何時の日にかわれわれが直面しなければならぬ、むしろ宿命的なものと言うべきであろう。

多くの人が肩を寄せ合って働き、生活する都市社会——高密度社会——には、農村社会とは違った生活形態が要求される。すなわち、一人一人が土地や空間を個々に利用する形態から、限られたこうした資源の高度の集団的利用の形態へと移行しなければならない。

日照問題などに直接関係の深い都市の高層化という現象も、この新しい生活形態への移行の一つのあらわれである。

都市の高密度化と 住民の生活環境 一方、わが国の都意識の向上の接点に生じた日照問題 市を——特に生活環境面において——今日のような状況にまで追い込んだ原因の一つに、われわれ日本人の生活環境への関心の薄さがあったことも否定できない。最近の生活環境に対する住民の関心の高まりは、ようやくわが国にもこうした

面の改善が進められるための基盤が生まれ、育ちつつあることを示すものといえよう。

当面の日照問題等も、この都市社会の高密度化の傾向と、住民の生活環境意識の向上との接点に生じたものと考えられる。以下、日照問題を例として具体的に考えてみたい。

あれだけ騒がれた日照ではあるが、現実になれわれの住宅が享受している日照は、冬至をとると、極めて良い住宅地でも1/3の住宅が3時間未満、普通の住宅地では2/3が3時間未満、やや環境面で劣ると考えられるところでは2/3が2時間未満といった状況である。^(注1)

日照条件を良くするために南庭を広くするのが常識であるが、仮に5m隣地から離して家を建てたとしても、南側の敷地に平屋ないしは2階屋が建ち並ぶと、冬至では2~2.5時間の日照が得られれば良い方である。一方、東京都区部の普通の住宅の敷地の平均規模は150m²程度であり、平屋では5mの南庭をとることも容易ではない。日照障害が極端な建物の中高層化に伴い問題化したことは事実であるが、宅地の細分化の進んだ都市部については、低層住宅相互間でも日照阻害の条件は十分にあり得るわけである。しかも、全国で1,000万の住宅困窮世帯があり、その50%が現在の住まいを狭いとして不満を訴えているという事実も併せて考えてみる必要がある。^(注2)

また、1戸建てで冬至4時間日照を前提とした場合、東京都区部には現在住んでいる人の約1/2の450万人程度しか収容できず、逆に900万人を収容することを前提とするならば全部の住宅を中層以上とし、公団団地のように計画的に配置しなすなければならぬという試算がある。おおよぼな計算とはいえ、都市において生活環境の向上を図るための一つの方向を端的に示していると思う。

都市の更新とは…… 以上のような現実の姿に対して、住民の意識に関する調査も興味深い結果を示している。日照に関して一般に強い関心を示しながらも、半数以上の人が「適法な建物により、住まいの陽当たりがさえぎられることがあっても仕方がない」と回答し、同時に自分が建てる場合にも周囲の人にききかたを期待している。一方半数近い人は、ききかたをなく、「公の場に訴えるか示談」としているが、そのうち半数の人は自分が建てる場合には周囲の人にききかたをもらうと答えている。^(注3)

わが国の都市がこのままで良いと考えている人はなからう。基本的には再開発事業等による体質改善に待たなければならないことも明らかである。しかし、施設や建物の更新だけで問題は解決しない。都市の更新とは同時にそこで営まれる生活の更新をも意味し、更に基本的には住民の意識の更新が前提となる。最近ますますいろいろ

な面に広がっている日常生活をめぐっての住民間のトラブルは、形の上で聚落の域を脱していないわが国の都市には、また、非都市的なものが市民生活のすみずみにも残されていることを如実に物語っている。わが国の都市の現状の認識と、有限な資源の有効利用とを前提として、都市生活者がそれに準拠して生活し、行動するための基準——高密度社会の規範——を見出してゆくことが、市民生活から不安を除き、より豊かな生活への基盤を作る途だと考えている。

(注1)「住宅地の日照実態」昭和48年 全国市街地再開発協会日照実態調査委員会
(注2)「住宅統計調査」昭和43年、48年
(注3)「住宅需要実態調査」昭和48年
(注4)「住環境における日照の評価とその基準」首都圏懇話会

キメの細かい 環境のルールを ——地方自治体として

横浜市企画調整部長
田村 明

都市は便利さと矛盾の集積 都市は人間の作りあげた「便利さ」の集積であり、同時に矛盾の集積である。その「便利」さの基本にあるものは、多くの人びとが集まることによって、一人一人ではできない便益を受けられることである。西欧の中世都市ではまず外敵から守ることが最大の課題であった。大きな高い強い城壁を築いて町を敵から守る。それは大へん高くつくことで、町民の税金は外壁の補修維持のために、かなりの部分を費やされてしまった。その代わり「安全」という便益を買ったのである。これは一人ですらったのではとても、このように膨大な費用をまかなうことはできなかったであろう。下水とか上水についても同じようなことがいえる。大量輸送機関といわれるバスや鉄道もそうだし、学校もまた特殊な人びとが個人教授を受けるのとは違って、共同することによって安く公平な知識を受けることが可能になった。

ところで、反面に、集まってくることによる矛盾もある。一人で勝手にやっているのとはちがって、協同生活をいとむわけだから、他人にいやがられる騒音や悪臭を出したりするわけにはゆかない。また、もともと一定の狭い地域に集まってこそ、集積の利益が受けられるが、逆に狭いところがあれば、勝手に手足をのばせば、すぐ他人にぶつかってしまう。とても無限の荒野で一人気ままに生活するようなわけにはゆかない。そこで都市にはルールが生まれる。お互いの契約といってもよいだろう。わが国のような自治の未発達のところでは、上か

らの法規として現われてくるわけである。

日照問題の本質はどこに？ 日照権をはじめ多くの相隣的環境問題は、このように都市そのものの本質から生まれてきているわけである。したがって問題の解決は容易ではない。とくに日照問題は他の公害などはかなり異なった側面をもっている。つまり一般の公害では、加害者と被害者が大抵の場合かなりはっきりしており、一定の枠の中に加害者を封じこめるルール設定は、比較的明快に定められている。もちろん、企業対市民といった大きな関係が働くが、それにしても対立関係ははっきりしている。ところが日照問題の本質は、これとやや異なる。というのは、シャミッソーの「影のない男」でもないかぎり、人間は太陽に面すると確かに影をおとすのである。つまり、どんな人でも建物に居住して、太陽を受けている以上、自らの影をその裏側におとしている。日照に関しては、建築物は常に加害者であるわけである。もしその加害が自分の敷地の中だけで解決してしまえばよいわけだが、集積した都市の中では、この条件はよほど広大な土地がない限り困難である。とすると、建物自体を個別化する共同化することによって、この影のおとし方を最低限に合理的に処理するか、それとも、かなり厳しい条件のルールをつくり、他人もがまんしてもらい代わり、自分もまたそのルールの枠に従うかということになる。つまり前者は、共同化による都市改造、後者は日照に関する厳格な法規化ということになる。

多角的検討の上立った 都市のルールを とところで、初期の日照問題は、このような本質的な都市矛盾というよりは、平家や2階建ての住居地に、いきなり九層、十層のマンションがとびこんでくるというもので、マンション業者対市民の対立という初期の公害問題のような形を示していた。これは、用途地域地区があまりにもずさんで、木造家屋だけを前提としたからで、地域地区については、当然よりキメの細かいものが必要である。しかし、今や高層マンション対高層マンションとか、低層建築対低層建築までが問題になりつつある。都市が動き、しかも地価が敷地を狭小化している中ではなおさらである。都市は、敷地の分割法や所有関係をふくめた本質的基盤のルールや、都市改造の問題をせまられ、また相互のみこめるルールが必要としている。

横浜市は「日照指導要綱」をつくり、まず法に不備なルールづくりの手はじめを実行してきた。しかし、まだまだ現在一つはっきりしないルーズな都市ルールの中では、いきなり法規化をするのは危険である。より広く、土地問題、都市改造、相互受認の市民意識などの本質を考えた上で、都市の環境ルールをつくりあげてゆくべきであろう。

生きた都市の開発とは—— ——ディベロッパーの立場として

藤和不動産KK第二営業部長
佐藤 正和

最近、マンション建設等に際し、ほぼ例外なく日照パワーが登場し、紛争をかもしだしている。建築公害対策市民連合が生まれ、その他各所に高層ビル建設反対同盟が結成され、運動は基だ尖鋭化し、その様相は力の行使の時代をむかえてきている。したがって日照問題の基本的内容を十分理解してかからないと、時として泥沼の紛争にまきこまれてしまう。

日照紛争の範疇 「日照権」、「日照問題」等々とマスコミをはじめ、各所でカンカンガクガクの論議をよんでいる問題は、日照という太陽の直射光線の享受のことだけだろうか。

今まで紛糾している問題を分析してみると、その内容は複雑多岐にわたっている。法律家は、日照紛争が日々おこっているこの社会現象の最中で、なお「日照権」という権利体系が存在するのかどうかをよく問題にしたがるが、土台この有無を法律論的にくわしく掘り下げてみて、仮に「日照権」という権利形態は、未だ今日の法制下では存在しないのだと判じてみたところで、この現実の問題の紛糾がおさまるものではない。

一般に「日照権」といわれているのは、既存の家屋、主として住居用建築物の居住者が、その南側に隣接する他人の土地の上を横切って太陽の直射光線を受けていたのが、南側土地に、その使用権者が建築物を建てることによって、直射光線の享受が阻害される事態になる。この際、北側居住者が法的に保護を受ける権利があるというのが巷間にいわれる「日照権」であると解される。

——(大河原 春夫)

ただし、現実の問題として、日照問題として紛糾している内容は、ここでいう「直射光線の享受」のみでなく、それをとりまく外延の諸々の問題が、集約的な日照侵害に付随して問題化しているのである。すなわちその内容は (1)日照阻害そのもの<直射光線の享受侵害> (2)通風 (3)工事騒音 (4)風害 (5)電波障害 (6)高層建築物からの見下しによるプライバシーの侵害 (7)交通量の増加に伴う危険、自動車の排気ガス (8)工事による被害<建築資材の落下等> (9)建築物の用途<モーター等> (10)その他<圧迫感、景観阻害、空調騒音等>となっており、紛糾の内容から、日照阻害に最重点をおく紛争もあれば、

その他の紛争理由がリンクされているものもあるし、紛争の隠れた主目的は建築物の用途に対する不満だが、用途地域の規定上その建築物の建築阻止が不可能ゆえ、ほかの理由を付随させて、それがあたかも紛争の主目的であるかのような態をみせているものもあり複雑である。

日照紛争の論理 昭和30年代に入ってから日本の経済の高度成長は世界の驚異的であった。経済の発展は集積の利益を要請し、都市への人口集中をもたらし、それが宅地の地価を高騰させると共に、必然的結果として宅地規模を細分化させ、更に宅地の最有効使用の形態として高層利用の志向を強めた。そして空前のビル・ラッシュ、マンションブームをおこし、日照問題を発生させたのである。このブームは、頭初は都心の容積率の高い商業地域、路線沿いの地域から適地を求めて、住居地域、住居専用地域へと移行をしてゆくことで、ますますその問題を深刻化させていったのである。それに伴って被害住民と施主との間の日照をめぐる争いのパターンに一つの法則ができてくる。すなわちあるマンション案が付近住民に認識されてくると、最初はその計画内容を認識し、確認を阻止するため関係官庁へ赴く。これはいわば「行政志向」である。しかし建築基準法等関連法規に照らし、問題なく確認がおろされそうになると、「請願」という形で「議会志向」に移る。だが、それでも解決の見通しが余り期待できないと思われれば、「訴訟」という「司法志向」へ移っていく。しかも、この訴訟は、過去のように損害賠償請求という形より最近では工事差し止め請求のパターンへ変わってきている。これでも満足のゆかないときに、いわゆる「実力行使」、「実力阻止」のパターンへと移るのである。

なぜこのように各段階をとりながら、合理的な解決方法がないのだろうか。それは、その判断基準が、本特集の副題のとおり、主として相隣関係としての環境面から捉えているからではないだろうか。日照紛争の論理の最大の焦点は、住民サイドの生活論理と企業サイドの資本論理という、お互いに価値観の異なる論理の衝突場面であることを銘記しなくてはならない。

問題の所在 日照問題を単なる局地的な相隣関係としてみるミクロ的視野にたつて捉えては、問題の根幹解決にはなり得ない。それは、今日、日本が直面している都市問題であり、かつ自治体の問題でもある。そしてそれは政治の上俵の場で考え、行政の場で十分眺めてゆかなくてはならないのである。それを各自治体は、施主たる建築主に、日照侵害の近隣同意を徴さしめて、自らの行政任務を放棄しているのは甚だけしからぬ態度である。行政は自ら進んで、この日照問題の相対立する利益の衝突の調整役を、深い洞察と哲学を通じて指導してゆくべきではなからうか。

一方建築主たる日照加害者も、口では都市改造の一翼を担うという極めて抽象的な公共、公益理論を大儀名分としつつ、その内情は全く経済的観点からのみ追求した土地の高度利用でしかないような姿ではなく、建築物の建設に際し、その地域社会をもっともっと研究し、当該建築物を建設するについて、住民の貢献できるものは何か、不利益となるものは何かを十分考え、さらにこの地域の環境からみて、最も重要視される環境とは何かを十分認識した上で、企画を進めてゆくべきであろう。

環境と公害は どちらが卵で どちらが鶏？ ——設計者の立場として

KK 榎谷設計代表取締役
榎谷 博行

その1 奈良の鹿 人間が生活をする、環境を良くする奈良は私の住んでいる町である。その中心地に広い歴史的な平城宮跡があり、山手には日本一整備された奈良公園がある。古く天平時代より春日の森には鹿が住み、今やその数1,000頭に達するという。日曜祭日は大阪の人びとが千円札一枚さげて、一日奈良公園に遊びに来る。旧奈良市内の人口は8万人である。開発された奈良市は今25万人になった。天平時代、奈良の部の人口が25万人であった。オイルショックでガソリン代が高くなり大阪の人びとは電車で30分、電車賃が往復400円、大阪の百貨店で弁当、オヤツ、缶入の酒を買って奈良公園へ。シーズンには一日最高23万人（——人口8万人の町にですよ）普通の日曜日さえ10万人。

奈良に来て青芝の上に寝ころびて鹿にもの言う（吉井勇）その通りである。月曜日奈良公園はゴミの山、くわえタバコ、立小便、人間にとっても生活環境は悪い。昨年6月頃より奈良公園の鹿にフラフラ病がはやった。日曜日ごとに訪ずれる10万人が芝を踏み、鹿の食べる青芝がなくなったのである。今、奈良春日奥山に人間が健康自然食品のクマザサを植えて鹿の栄養失調を直すのに精一ぱい。鹿は羊とよく似た動物で紙をよるこんで食べる。この頃の紙はナイロン製品が入っていたり、菓子包装紙もビニール製品が多い。それを食べた鹿の腹の中には、消化排泄されないビニールが糞のように固まり、いっぱいになって鹿は死んでいく。

春日顕彰会の会長 笹川良一先生にお願いして鹿の病院を建てていただくことになった。奈良の動く観光資源を大事にして欲しい。——人間って悪いですね。

その2 緑を大切に 自動車が多くなり、春日人社の境

内に約200台の駐車場を造った。それで官主さんはじめ皆さんの給料がまかなわれた。ありがたいことと思っていた。やがて大きな樹が廃棄ガスで枯れていった。公害に強い洋木だけが成長してゆき、日本古来の杉とか檜とか枯れていった。公園内の車の通行が禁止された。春日の森の樹は緑を取りもどして来るだろう。だが駐車場の収入は5,000万円が0になりつつある。どうしたらよいのだろう。緑を大切に！ 私達建築士は街に緑をとアピールしている。

その3 鉄筋コンクリート造は何年もつ 30年か、50年か、100年か？ 今日本で新しく建てるビルのうち、22%は古い建物をこわして建てているそうである。鉄筋コンクリートは解体する時当たり1万円以下ではできない。平均35年位らしい。分譲マンションを中年（35歳位）に購入し、30年たったらボロボロ、30年かかって借金を返し老後を静かにと思いきや、また内装に買った時の1/2以上の金がかかる。コンクリート造の砂漠時代。だれが責任を持つのだろうか。

建築環境が悪い 市街地のパッケージクーラーは5年もたない——、ターリングタワーが車の亜硫酸ガスを吸うからだ。マンションを買った人は100年も200年ももつものと思っておられる鉄筋コンクリート造。

——消却55年、建設設備15年、建築に対する設備費率が30%以上の時代、そんな心配をしているのですかね？ 15年たてば設備はダメですよ、だれが言うのですか。

その4 建築基準法も民法も日照権は判例が先行する ある建物の設計をした。基準法、風致条件、高さの規定等々、十分調査の上設計が完了した。新設建物のうしろはカトリック系の私設幼稚園であった。建物に十分な日照があるように配慮したつもりである。けれども着工時にタレームがついた。“幼稚園の運動場は教室と同じです”とのこと。父兄の代表と毎日夕方6時～10時まで10数回話し合いを重ねた。父兄代表は弁護士、判事、建築士、日本語が片コトの牧師さんの4名であった。これには私もごむりごむりとも、高さをカットするやらセットバックするやら、大々的な設計変更で工期は延びるし、物価は上がるし、悪戦苦闘の設計であった。（参考 日照権はコンピューターで作成し、毎時間ごとに色紙で区分けをして、父兄会でつるしあげられつつ説明会を行なった。“設計者は悪者や”と）

——これも設計料の一部ですかね。人権は基準法よりも民法よりも強いのである。つぎに市街地の仕事でその弁護士さんとまた、出会った。日照権を最近の判例で売っていただくことで話がついた。

——太陽って、売ったり買ったり出来るのですね。生活の知恵ですか？ 建築主の要望（欲望）を満足させ、建築士というのは他の法律の勉強もせねばならないのですね。

京都の古い町並みがある。特に祇園甲部は新しい鉄筋の

建物が見当たらない。先斗町は新しい建物がどんどん建っていく。古い町ってよいものである。祇園の土地全部組合で持って、広い面積を自衛している。何十年前、いや100年位にはなるのだろうか？

日本ってよい国である。高度成長時代のツケが回って来たような時代、景気は悪い、建築公害のトラブルは多い。設計料のダンピング時代、環境の良くなる時まで10年位は苦しめねばならないだろう。……思いつくままに環境問題の一部を書きとめた。

冷静な判断を ——建設業者の立場として

日本建設業団体連合会常務理事
阿部野 誠

日照問題に対する日建連の姿勢 建設業者が直面する近隣環境問題は、工事中の騒音、震動であって、使用機器、施工方法の改善と作業時間帯の調整等について地域社会との接触には従来から十分意を用いているが、作業期間も限定されているので、地元の了解を得て支障なく今日に及んでいる。最も困惑するのは、建築物によって日照、プライバシー、電波、通風等の障害を予測した周辺の反対運動である。日照問題についての当会意見はたびたび意志表示をしているが、基本的な考え方を繰り返せば、

- (1)日照はできるだけ確保する必要がある
- (2)住環境の整備は建設業者の大きな使命である
- (3)建設業者は法に従うと同時に発注者の意向を尊重する発注者の意向にしたがって法律の定める基準通りの工事を施工することは至極当然である。環境阻害が予見されるならば発注者との折衝が当然であって、依頼された業者に対する業務妨害は甚だ迷惑である。

都市再開発は 高層住宅の利点を生かして 言うまでもなく建設業は営利企業であって受注した工事を法律に準拠して施工完了することは、それが正当な経済行為であるかぎり当然の義務であり、権利であると考えている。しかしながら、建設業者の立場を離れて客観的に現状をみると妨害を受ける素因はいろいろ考えられる。

- (1)狭い国土に大勢の人間が住まねばならない超過密人口
- (2)中央集権的政治経済機構による大都市形成
- (3)それを助長する職住接近の人間本能

等が住環境を窮屈にしている。しかしこれらの現象はイデオロギーの相違にかかわらず現在の政治、経済機構から日本だけの現象ではない。日

本は国土が狭いという特徴があるだけで、必然的に他国よりも空間利用を最大限に活用せざるを得ない。たしかに現在大都会の住環境は好ましいとは言えない。低層、狭隘、不健康等を解消するためには何をしても緑地、道路の拡充を図ることが先決であって、そのためには高層住宅の利点を生かすことが近道である。それでも庭付き1戸建てが良い。集団住宅はお断りとなると都市再開発構想はご破算で論点を変えねばならない。

日照問題が金銭で解決されるとは 過去に発生した日照紛争の内53%は住、専以外の商業、準工業、工業地域で、紛争の原因も日照阻害が直接の問題となった事例はほとんど皆無であって、プライバシー、その他の懸念によるものが総括して日照阻害と表現されている。そして大部分は金銭補償によって解決されている。建設業者としては安易な金銭補償によって糊塗するのは悪例を残すものと自戒すべきだが、企業が被る有形無形の損失を考慮し、また日照の基準、プライバシーの解釈、通風の程度等、見解の相違と確然たる裁決手段もないまいつまでも工事を中断することは企業としてなにより避けねばならない事態であるため、不本意な妥協を強いられることとなり、一方においては当事者たる施工主の責任回避（84%業者負担）によって苦汁を吞まされている。日照紛争による最大の被害者は物、心両面から建設業者であると考えている。住居専用地区における紛争の論拠は主として先住権によるプライバシー、通風等の権利主張が大部分であって、判断の基準もないままエスカレートして日照紛争に変形するものが多く、当面の相手を建設業に求めている。両地区を通じて紛争件数の内約30%は冬至の日の日照時間が4時間以上であり、また金銭補償による解決が多いことから問題は複雑である。

なにはともあれ日照阻害が金銭で解決すること自体奇異の感があり、冬至4時間の日照を享受しても先住権を主張して混乱するという事実をみると、も早や常識的ではなく、そこに関係住民の100%同意取り付けなど到底不可能であろう。建設業界が主張する基準値の設定は、あらゆる条件を総合勘案した純粋なもので、客観的であればあるほど業界の基本的考え方と合致するものと確信している。

各立場で 冷静な判断を 経済成長にインフレと公害はつきものである。勿論ないことが望ましいのだが、たとえ安定成長、0成長であっても避けて通れるものではない。経済行為が行なわれる限り、生活態様に多少とも逃げられない制約が伴うことはやむを得ないことである。資本家が公害をまきちらし、一般大衆が被害を受ける、その対立を誇張して仮想し被害者の生活権はあらゆる条件を無視して最優先すべきものと被害者意識をかき立てる。日本人特有の判官びいきがこれに輪をかけて権利の主張のみ大きく、それを助長する傾向なきにしもあらず。それぞれの立場で冷静に考え直して欲しいものである。